

居宅介護支援重要事項説明書

(令和 6年 6月 1日現在)

1. 当協議会が提供するサービスについての相談窓口

電話 04-7099-0823 (午前8時30分～午後5時まで)

担当 四宮 尚也

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. ふれあい介護支援サービス 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業者番号及びサービス提供地域

事業所名	鴨川市社会福祉協議会 ふれあい介護支援サービス
所在地	千葉県鴨川市八色887番地1
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援 (千葉県 1272800127 号)
サービスを提供する地域	鴨川市

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	1名		介護相談 兼務	1名
介護支援専門員	主任介護支援専門員	2名		介護相談	2名
事務職		1名		事務	1名

(3) 営業時間

営業日	月曜日 ~ 金曜日 午前8時30分～午後5時
休日	土・日・祝日・12月29日～1月3日
利用者等からの相談に対応する為、24時間の連絡体制を確保しております。	

3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

申込み受け付け⇒介護支援計画作成についての契約⇒介護支援についての課題分析⇒居宅サービス計画書の作成⇒サービス提供事業者への業務依頼⇒サービス担当者会議の開催⇒サービス提供開始

4. 利用料金

(1) 種類

① 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 保険料滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて所定の金額をいただき、当協議会からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）健康推進課介護保険係の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

② 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方の交通費は無料です。尚、市外にお住まいの方には、その距離に応じて交通費を頂きます。

③ 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、料金はいただきません。

5. サービス利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申込みください。当協議会職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当協議会の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合及び小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当(自立・要支援)と認定された場合
 - ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族などが当協議会や当協議会の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 記録の保管について

(1) 用紙で保管する場合

- ・鍵のかかる保管場所にてサービス提供終了から5年間保管します。

(2) 電子媒体で保管する場合

- ・利用者のデータを保存するパソコンは、ログイン時にパスワードを求める等のセキュリティを設定し、利用者のデータに対してアクセス権限のない第三者がパソコン操作をおこなえないようにします。
- ・外部へのデータの持ち出しは禁止し、保管期間が終了したデータは削除します。

7. 鴨川市社会福祉協議会の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

介護支援にあたっては、利用者本位の姿勢を基本として、利用者自身の自立支援を基本として活動する。特に、当協議会では、「訪問による相談受付」を基本として、利用者およびその家族に負担をなるべくかけないように支援をしていくことを心がけています。

また、医療機関や福祉施設との連携を重視し、迅速かつ丁寧な支援を目指して活動しています。

(2) 居宅介護支援の実施概要

介護支援の課題分析には、居宅サービス計画ガイドライン方式を採用する。これは、介護認定調査の際に使用された74項目を踏まえ、利用者の全体像を把握して支援することを特徴としています。

(3) サービス利用のための

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更はできます。
調査（課題把握）の方法	○	居宅サービス計画ガイドライン方式
介護支援専門員への研修の実施	○	最低年1回 研修会を実施予定しています
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	×	解約料はいただきません。
その他		

8. サービス内容に関する苦情

① 当協議会お客様相談・苦情担当

当協議会の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 在宅福祉サービス係 電話 04-7099-0823

主任介護支援専門員 四宮 尚也

② その他

当協議会以外に、市町村の相談・苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 鴨川市

鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）健康推進課介護保険係

電話 04-7093-7111

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

電話 043-254-7428

9. 鴨川市社会福祉協議会の概要

名 称	社会福祉法人	鴨川市社会福祉協議会
代表者 役 職	会 長	榎 本 豊
協議会所在地	千葉県鴨川市八色887番地1	
電話番号	04-7093-0606	

定款の目的に定めた事業

1 デイサービス事業	5 福祉移送サービス事業
2 ホームヘルプ事業	6 法人後見事業
3 福祉作業所の管理、運営	7 配食サービス事業の受託
4 障害福祉サービス事業	8 放課後児童健全育成事業

事業所数等	居宅介護支援	1カ所
	訪問介護	1カ所
	通所介護	1カ所
	特定相談支援	1カ所
	就労継続支援B型	1カ所

契約をする場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

居宅介護支援事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基
いて重要な事項および「個人情報使用について」の説明をします。

事業者名	社会福祉法人 鴨川市社会福祉協議会
名 称	ふれあい介護支援サービス
所 在	千葉県鴨川市八色 8 8 7 番地 1
説 明 者	所 属 ふれあい介護支援サービス
	職 名 主任介護支援専門員
	氏 名 四 宮 尚 也 印

私は、契約書・契約書別紙及び本書面により、事業者から居宅介護支援について
重要な事項の説明を受けました。 また、私（利用者およびその家族）の個人情報を
契約書別紙「個人情報使用について」に、記載するところにより、必要最小限の範
囲で使用することに同意します。

利 用 者

住 所
氏 名 印

代 理 人

利用者との関係

住 所
氏 名 印